

道徳の教科化の中止に関する意見書（案）

本年２月、文部科学省は、小・中学校の「道徳」を「特別の教科である道徳」にするため、学校での教育内容等を示した学習指導要領の改正案を公表した。意見公募を経て、本年３月中に学習指導要領を改正し、小学校は平成３０年度、中学校では平成３１年度から施行する方針を明らかにしている。

道徳が教科化されると、国が定めた基準で作られた検定教科書を使用し、国の定めた観点で子どもたちを評価することになる。もとより道徳教育は否定されるものではないが、教科として子どもの心や価値観が評価の対象となることには、国家が肯定する特定の価値観を子どもたちに強制する結果になる危険性があり、また、評価を気にして良い子を演じる子どもが出てくるなど、健やかな子どもの成長を阻害することも懸念される。検定によりふり分けられた教科書の使用は、国家が考える善悪や規範などが押し付けられるおそれがある。

さらに、学習指導要領の改正案には、「明るい心で生活」「困難があってもくじけず努力」「法やきまりを守る」「国や郷土を愛する態度」等の内容が示されており、悩みや苦しみを表に出すことが正しくないとされたり、物事に対し批判的な検討を加え改革するよりも、無条件に従うことが求められる可能性がある。集団的自衛権の容認などの方向に進む現政権の下で愛国心が強調されていることは、国家を個人の上に置き、戦争に駆り立てる偏狭な愛国心が押し付けられることも懸念される。

文部科学省は、教科化について、「考え議論する道徳」を促すものであるとしている。そうであるならば、検定教科書と評価で縛る教科化は行うべきではない。改正案にもある「平和で民主的な国家及び社会の形成者」としての子どもたちの育成こそが、我が国のよって立つ日本国憲法の要請するところである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、日本国憲法や子どもの権利条約に沿った基本的人権の尊重及び民主主義の精神に立脚した市民道徳を培う、自由かつ達な教育を目指し、道徳の教科化は中止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 日

東京都議会議長 高島 なおき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 宛て